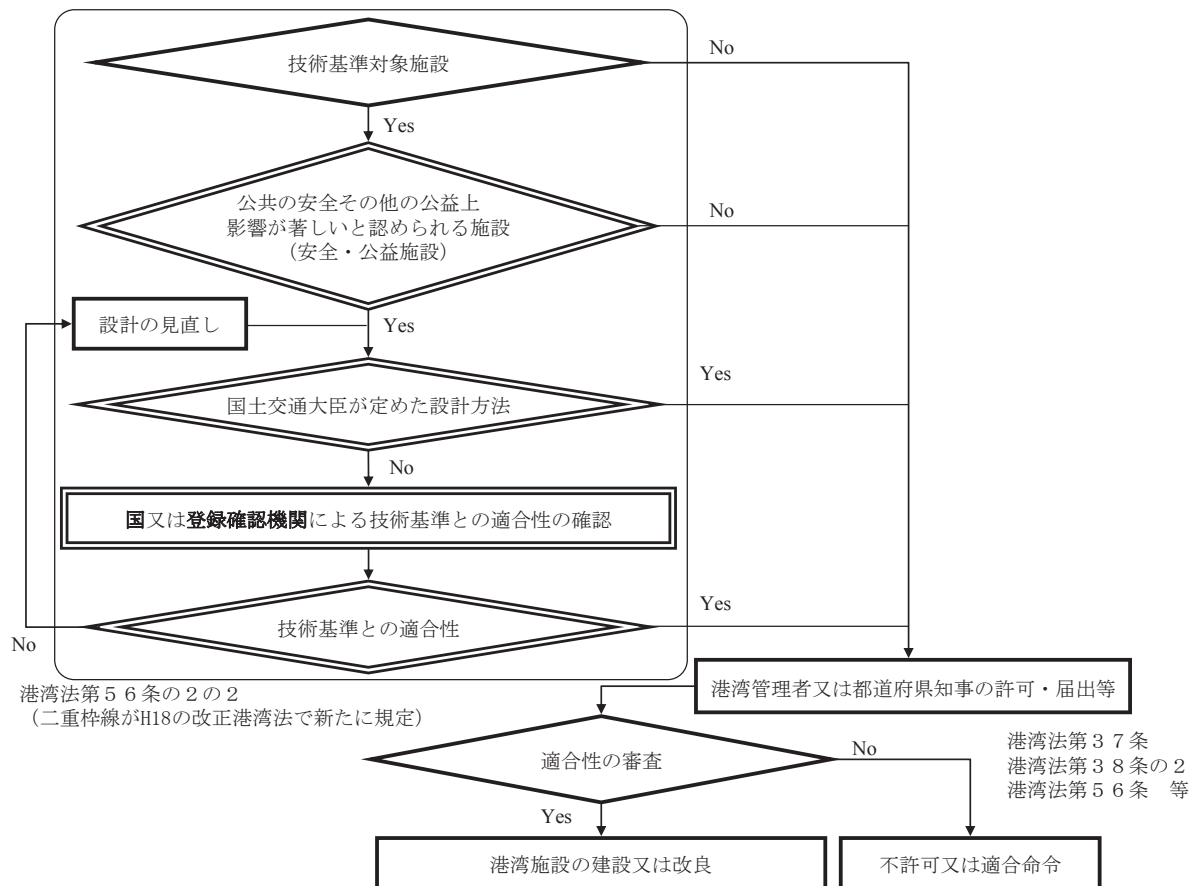




図－1.5.1 適合性確認の流れ

表－1.5.1 技術基準対象施設と適合性確認の対象施設との関係

技術基準対象施設（港湾の施設）（港湾法施行令第19条）		適合性確認対象施設	
1. 水域施設		適合性確認不要	
2. 外郭施設 (海岸保全施設・河川 管理施設は除く)	水門又は閘門	適合性確認必要	
	上記以外の外郭施設	設置水深10m未満	適合性確認必要 ※部分係数法による場合は適合性確認不要
3. 係留施設	①水深7.5m以上の係留施設 ②危険物積載船、旅客船（旅客定員13人以上）、自動車航送船の係留用	設置水深10m未満	適合性確認必要 ※部分係数法による場合は適合性確認不要
		設置水深10m以上	適合性確認必要
	③レベル2地震動への耐震性を有する係留施設 ④海洋再生可能エネルギー発電設備等が備える係留施設	適合性確認必要	
	上記以外の係留施設	適合性確認不要	
	4. 臨港交通施設 (港湾施設に限る)	適合性確認必要 ※道路構造令及び関係規定に準じた方法による場合は適合性確認不要	
5. 荷さばき施設 (港湾施設に限る)	道路及び橋梁	適合性確認不要	
	上記以外の臨港交通施設	適合性確認必要	
6. 保管施設（港湾施設に限る）	固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械（大規模地震対策施設）	適合性確認必要	
	上記以外の荷さばき施設	適合性確認不要	
7. 船舶役務用施設（港湾施設に限る）		適合性確認不要	
8. 移動式施設（移動式荷役機械にあっては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）		適合性確認不要	
9. 旅客乗降用固定施設		適合性確認不要	
10. 廃棄物埋立護岸（港湾施設に限る）		設置水深10m未満	適合性確認必要 ※部分係数法による場合は適合性確認不要
		設置水深10m以上	適合性確認必要
11. 海浜（港湾施設に限る）		適合性確認必要	
12. 緑地及び広場 (港湾施設に限る)	緑地及び広場（大規模地震対策施設）	適合性確認必要	
	上記以外の緑地及び広場	適合性確認不要	

※印は、国土交通省告示「港湾法第五十六条の二の二第二項ただし書の設計方法」第二条第一項の規定による。